

○一般競争入札方式の実施について（平成6年6月21日付け国地契第2号）

改 正 案	現 行
<p>3 競争参加資格</p> <p>(1) 予決令第75条第2号の「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」として次に掲げる事項を公告するとともに、入札説明書においても当該事項を明らかにするものとする。</p> <p><u>⑨ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係」及び「人的関係」の具体的内容について、5の入札説明書において明示すること。）。</u></p> <p><u>⑩</u></p> <p>(別添1)</p> <p>2 競争参加資格</p> <p><u>(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）</u></p> <p><u>(10)</u></p> <p>(別添2) 標準入札説明書例</p> <p>4. 競争参加資格</p> <p><u>(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。</u></p> <p><u>① 資本関係</u></p> <p><u>次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。</u></p> <p><u>(イ) 親会社と子会社の関係にある場合</u></p> <p><u>(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</u></p> <p><u>② 人的関係</u></p> <p><u>次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。</u></p> <p><u>(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</u></p> <p><u>(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</u></p> <p><u>③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合</u></p>	<p>3 競争参加資格</p> <p>(1) 予決令第75条第2号の「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」として次に掲げる事項を公告するとともに、入札説明書においても当該事項を明らかにするものとする。</p> <p><u>⑨</u></p> <p>(別添1)</p> <p><u>(9)</u></p> <p>(別添2) 標準入札説明書例</p> <p>4. 競争参加資格</p>

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10)

5. 設計業務等の受託者等

(2) 4. (8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③に該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9)

5. 設計業務等の受託者等

(2) 4. (8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

○一般競争入札方式の拡大について（平成17年10月7日付け国地契第80号）

改 正 案	現 行
<p>(別添2) 標準入札説明書例（本官契約の例）</p> <p>4. 競争参加資格</p> <p>(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。</p> <p>① 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（<u>会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。</u>）である場合は除く。 (イ) 親会社と子会社の関係にある場合 (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>② 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。 (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p> <p>5. 設計業務等の受託者等</p> <p>(2) 4.(9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③に該当する者である。</p> <p>① 資本関係 <u>設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。</u> (イ) <u>親会社と子会社の関係にある場合</u> (ロ) <u>親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</u></p> <p>② 人的関係 <u>設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存</u></p>	<p>(別添2) 標準入札説明書例（本官契約の例）</p> <p>4. 競争参加資格</p> <p>(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。<u>なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。</u></p> <p>① 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (イ) 親会社と子会社の関係にある場合 (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>② 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p> <p>5. 設計業務等の受託者等</p> <p>(2) 4.(9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。</p> <p>① <u>当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者</u></p> <p>② <u>建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</u></p>

続中の会社等である場合は除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。